

接続約款変更届出書

令和4年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう  
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ  
ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやく しやちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年3月7日
------	----------

## (SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接 続)	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接 続)	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和4年4月1 日から令和5年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>188,327 円</u>	月額		令和4年4月1 日から令和5年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>189,316 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>18,832 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>18,931 円</u>	月額
	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>146,725 円</u>	月額		令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 間に限り適用しま す。	(ア) 10Mbps の もの	<u>161,404 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>14,672 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を 超える 1Mbps ご とに	<u>16,140 円</u>	月額
	<u>令和6年4月1</u>	<u>(ア) 10Mbps の</u>	<u>120,328 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>もの</u> <u>(イ) 10Mbpsを</u> <u>超える1Mbpsご</u> <u>とに</u>	<u>12,032円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA方式)直収パケット接続機能(L2接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)			(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)			(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>188,327円</u>	月額			(ア) 10Mbpsのもの	<u>189,316円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,832円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,931円</u>	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>146,725円</u>	月額			(ア) 10Mbpsのもの	<u>161,404円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>14,672円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>16,140円</u>	月額
	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbpsの</u> <u>もの</u>	<u>120,328円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(イ) 10Mbpsを</u> <u>超える1Mbpsご</u> <u>とに</u>	<u>12,032円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(3) MVNO回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	(3) MVNO回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)

	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>81円</u>	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76円</u>	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>76円</u>	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>74円</u>	月額
	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>74円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
附則 (略) <u>附 則(令和4年2月28日 MKS2202250007880001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和4年3月7日から実施します。</u>					附則 (略)				